

令和元年10月24日

嬉野市長 村上大祐 様

嬉野市情報公開審査会
会長 山下 義昭

嬉野市情報公開条例第17条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和元年5月17日付け嬉総第11号及び令和元年8月21日付け嬉総第288号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

1 諮問第6号

「(2) 地域おこし協力隊員の労働問題を巡り、市が弁護士等に相談・委任等をした際の文書類全て(起案書, 見積書, 契約書, 支出命令書, 領収証など) (3) 地域おこし協力隊員の労働問題などに関連し, 市職員に配布・回覧した文書類全て (4) 地域おこし協力隊員の労働問題などに関連し, 市議会議員に配布・回覧した文書類全て (5) 地域おこし協力隊員の労働問題などに関連し, (3) (4) 以外の個人・法人に送付・回覧した文書類全て」の公文書存否応答拒否決定処分を行った件

2 諮問第7号

「(1) 2018年7月9日の東京ベイコート倶楽部での会食等に関連し, 市長や市職員が弁護士に相談・委任等をした際の文章類全て(起案書, 見積書, 契約書, 支出命令書, 領収証など) (3) 東京ベイコート倶楽部での会食等に関連し, 市職員に配布・回覧した文書類全て (4) 東京ベイコート倶楽部での会食等に関連し, 市議会議員に配布・回覧した文書類全て (5) 東京ベイコート倶楽部での会食等に関連し, (3) (4) 以外の個人・法人に送付・回覧した文書類全て」を対象となる公文書が存在しないとして非公開決定を行った件

3 諮問第9号

「総務企画部長〇〇が5月24日に, 〇〇弁護士会市民相談を使って, 『弁護士〇〇は, 市民と市職員の筆談を止めなかった問題のある弁護士である』旨の苦情を申し立てたことに関する会議録や架電記録等資料一式 (〇〇氏に架電を命じた者の氏名を含む)」の公文書存否応答拒否決定処分を行った件

別紙（答申第7号）

答 申

第1 嬉野市情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

嬉野市長（以下「実施機関」という。）が平成31年2月25日付け嬉総第589号の4により対象となる公文書が存在しないとして、非公開決定（以下「本件決定」という。）の処分をしたことは、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

審査請求に至る経緯は次のとおりである。

1 公文書の公開請求

審査請求人は、嬉野市情報公開条例（平成26年嬉野市条例第33号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、「（1）2018年7月9日の東京ベイコート倶楽部での会食等に関連し、市長や市職員が弁護士に相談・委任等をした際の文章類全て（起案書、見積書、契約書、支出命令書、領収証など）（2）地域おこし協力隊員の労働問題を巡り、市が弁護士等に相談・委任等をした際の文書類全て（起案書、見積書、契約書、支出命令書、領収証など）（3）東京ベイコート倶楽部での会食等及び地域おこし協力隊員の労働問題などに関連し、市職員に配布・回覧した文書類全て（4）東京ベイコート倶楽部での会食等及び地域おこし協力隊員の労働問題などに関連し、市議会議員に配布・回覧した文書類全て（5）東京ベイコート倶楽部での会食等及び地域おこし協力隊員の労働問題などに関連し、(3)(4)以外の個人・法人に送付・回覧した文書類全て」についての公開請求（以下「本件公開請求」という。）を平成31年1月11日に行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、平成31年1月16日付け嬉総第589号の2決定期間延長通知書により、「請求された公文書が大量であるため、検索、内容等の確認に時間を要するため。」との理由で、決定期間満了日を平成31年2月25日まで延長した。

実施機関は、本件公開請求のうち、「（1）2018年7月9日の東京ベイコ

ート倶楽部での会食等に関連し、市長や市職員が弁護士に相談・委任等をした際の文章類全て(起案書, 見積書, 契約書, 支出命令書, 領収証など)
(3) 東京ベイコート倶楽部での会食等に関連し、市職員に配布・回覧した文書類全て (4) 東京ベイコート倶楽部での会食等に関連し、市議会議員に配布・回覧した文書類全て (5) 東京ベイコート倶楽部での会食等に関連し、(3)(4)以外の個人・法人に送付・回覧した文書類全て」(以下「本件対象請求」という。)については、2018年7月9日の東京ベイコート倶楽部での会食等に関連する公文書は存在しないとして、本件決定を行った。

3 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定に基づき、平成31年3月18日に実施機関に対して審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件決定の処分を取り消し、公開決定を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が不服申立書において主張している本件決定に対する意見は、次のように要約される。

要旨

ア 市は「請求された文書が大量である」ことを理由に、「決定期間延長通知書」を送付した。

イ 市は、「2018年7月9日の東京ベイコート倶楽部での会食等に関連する公文書は存在しない」という理由で非公開決定をした。

ウ 上記のことは、矛盾している。

エ 市役所内でこの問題や新聞社の取材に関する文書を市職員向けに回覧させ、新聞社には取材に抗議する文書を送っている。

オ 東京ベイコート倶楽部での会食に関連して文書が発せられたことは確実であり、公文書は存在しないという市の主張は全く信用に足らない。

第4 実施機関の主張の要旨

請求人は、文書が存在しないという回答は「請求された文書が大量である」という「決定期間延長通知書」の理由と整合しない、と主張している。

決定期間の延長の理由は、「請求された公文書が大量であるため、検索、内容等の確認に時間を要するため。」であり、検索する段階において、該当する文書が存在するか否かは判断できず、検索した結果として文書が存在しなかったものである。

また、請求人は、市役所内でこの問題や新聞社の取材に関する文書を市職員向けに回覧させ、新聞社には取材に抗議する文書を送っている、と主張している。

しかし、そのような事実はない。

なお、「東京ベイコート倶楽部の会食に関連する」ということが、市が特定したことと請求者が意図していることとの判断が分かれるところだが、「東京ベイコート倶楽部の会食」は公務ではないため、関連する公文書は存在しない。

以上のことから、本件対象請求を「2018年7月9日の東京ベイコート倶楽部での会食等に関連する公文書は存在しない」として非公開に決定した本件処分には、違法又は不当な点は何ら存在しないものである。

第5 審査会の判断

上記の審査請求人の主張、実施機関の主張等を検討した結果、当審査会は次のとおり判断する。

1 本件審査請求について

本件は、審査請求人の「2018年7月9日の東京ベイコート倶楽部での会食等」に関する公文書の公開請求に対して実施機関が行った文書不存在を理由とする非公開処分に対する審査請求である。

実施機関は当該公文書が存在しないことを理由として非公開処分をしているが、審査請求人は実施機関が開示等決定の期間延長をしていること、その他文書の存在をうかがわせる事実を指摘して、非公開処分の違法・不当を主張している。そこで、以下では、両者の主張を踏まえて本件対象公文書の存否について検討する。

2 対象公文書の存否について

実施機関は、審査請求人の本件に関する公文書が存在する旨の主張に対し、該当する公文書が存在しないとして概ね次のように説明している。すなわち、①決定期間延長の理由は、請求された公文書が大量であるため、検索、内容等の確認に時間を要するためであり、検索する段階において該当する文書が存在するか否かは判断できず、検索した結果として文書が存在しなかったものである、②審査請求人は、市役所内で本件問題や新聞社の取材に関する文書を市職員向けに回覧させ、新聞社に取材に抗議する文書を送っていると主張しているが、そのような事実は存在しない。

本審査会は、上記の諸点について実施機関に確認したところ実施機関の説明に不自然・不合理な点は見当たらなかった。加えて、「東京ベイコート倶楽部の会食」は公務とはいえないので関連する公文書は作成されないのが通常であることなどを考慮すれば、本件対象公文書は存在しないと考えるのが合理的である。したがって、公文書の不存在を理由とする非公開処分は適法である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他にも種々主張するが、何れも当審査会の上記判断を左右するものではない。

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和元年 5月17日	実施機関からの諮問, 審議
令和元年 8月21日	審議
令和元年10月23日	審議, 答申

第7 答申に関与した委員

(敬称略)

所属	氏名	備考
福岡大学 法科大学院 教授	山下 義昭	会長
弁護士	吉田 一穂	会長職務代理者
(財)佐賀県暴力追放運動 推進センター 専務理事	江口 勝則	
有権者 (市民代表)	光武 英文	
有権者 (市民代表)	湊野美喜子	